

古代山背の寺院造営

一 はじめに

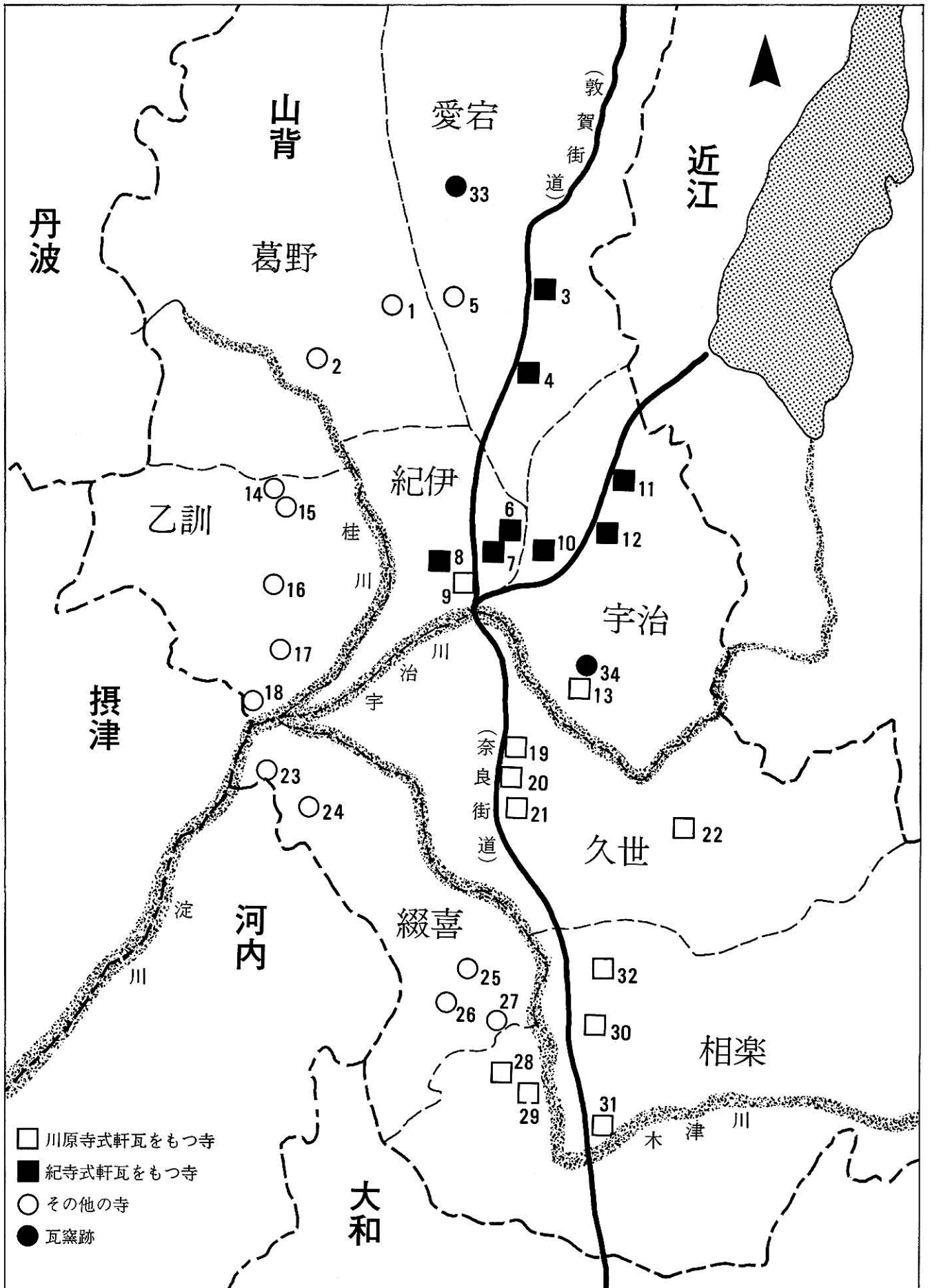
飛鳥・白鳳・奈良時代を通じて、山背国内で確認されている古代寺院の数は四三ヶ寺にのぼる。^{注1}これらの寺々のうち現在に至るまで法燈を伝えている寺は葛野郡の広隆寺や、相楽郡の蟹満寺など数ヶ寺にすぎない。したがって、他の寺々は古代に営まれた寺院の跡、すなわち遺跡として確認されているものなのである。これらの遺跡の中には、そのあたりにわずかに瓦が散布していることよって寺跡として確認されたものもあるし、発掘調査によつて伽藍の状況が明らかにされたものもあり、遺存状況は必ずしも一様ではない。遺存状況が良好でない寺跡の中には、その年代すら不確実なものもある。

しかし、山背国内では飛鳥時代でも早い頃、七世紀の初頭にはすでに寺造りが始められており、同国内での造寺活動は七世紀後半には盛んになり八世紀に入つてもなお続けられた。それらの造寺活動がそれぞれの造営者独自の活動として行われたものなのか、あるいは

森 郁夫

は他地域との関連をもちながら進められたのか、このことは興味ある問題である。すなわち、造寺という一大事業には広い範囲での技術の導入が必要とされるからである。私は以前、畿内の古代寺院のうち八世紀に営まれた寺々について若干の考えを述べたことがある。^{注2}その要点は、それぞれの寺の所用軒瓦の瓦当文様が、平城宮と同系統の文様をもつものと、全く独自の文様構成をもつものがあることに注目し、平城宮系統の文様をもつ寺院が交通の要衝に位置することを明らかにした。そのことは、とりもなおさず奈良朝政府と畿内諸豪族との関わりや度合を如実に示すものと考えたのである。そして、山背国内での傾向に注目すると、南山背の諸寺院では平城宮との関わりが強く表われていることが知られたのである。

このように、少なくとも八世紀の寺院の中には、時の権力と密接に結びついて営まれたものがあることがわかるのである。小稿は、さらに時代を遡った七世紀代の畿内での寺院の造営がどのようなものであったのか、強力な権力所有者、大和の豪族との関係が認められるのかどうか、そのことに留意しながら山背古代寺院の遺構・遺物、とくに瓦当文様に注目して考えを述べようとするものである。



第1図 山背国郡境概念図及び飛鳥白鳳時代の寺院 1北野廃寺 2広隆寺 3北白川廃寺 4法観寺
 5出雲寺跡 6がんせんどう廃寺 7おうせんどう廃寺 8板橋廃寺 9御香宮廃寺 10法琳寺跡 11大
 宅廃寺 12醍醐廃寺 13大鳳寺跡 14檜原廃寺 15宝菩提院 16乙訓寺 17鞆岡廃寺 18山崎廃寺 19広
 野廃寺 20平川廃寺 21久世廃寺 22山滝寺 23足立寺跡 24志水廃寺 25興戸廃寺 26普賢寺跡 27三
 山木廃寺 28下狛廃寺 29里廃寺 30蟹満寺 31高麗寺跡 32井出廃寺 33幡伎瓦窯跡 34隼上り瓦窯跡

瓦当文様は、それぞれの寺を造営する際に任意に考案されたように思われがちであるが、それらの文様を分類し、その分布範囲を検討すると、必ずしもそうとは言えない状況が見受けられるのである。畿内・畿外を問わず、同一系統の文様構成をもつ軒瓦が広く分布する傾向にある。瓦当文様を考案すること自体、技術の一分野であることを考え、その技術の系譜を求めると、それが寺院造営事業の一面を表わしていると考えざるを得ないのである。寺院造営事業という古代における大規模な事業の中で、瓦の占める部分はごく僅かなものであるにしても、造営に至る過程のある程度の復原は可能であろう。

二 山背最古の寺院

山背国内で七世紀前半に営まれた寺院が何ヶ寺であるのか、正確なことはわからない。現在六世紀末葉から七世紀初頭に属する軒丸瓦が発見されるのは、相楽郡の高麗寺、葛野郡の北野廃寺の二ヶ所であり、やや遅れたものとして久世郡の久世廃寺と葛野郡の広隆寺がある。

高麗寺は発掘調査によつて金堂の東に塔をおき、両者の北に講堂をおく伽藍配置であることが確認されている^{注3}。金堂・塔ともに基壇外装は瓦積みであり、塔については瓦積基壇のひと回り内側に乱石積み基壇があると報告されているが、昭和六十年秋に再度発掘調査が行われているので、遺構の詳細を記すことは差し控えておきたい。出土瓦中、最古のものは飛鳥寺創建時の単弁十弁蓮華文軒丸瓦に酷似したものであり、それは同範品だと考えられている^{注4}。しかし、高

麗寺跡から発見されている軒丸瓦の多くは川原寺式に属するものであり、これと組合う軒平瓦は重弧文軒平瓦で、さらに伽藍配置も金堂と塔が東西並列なので、七世紀初頭には金堂のみ営まれ、寺の本格的造営は七世紀後半代のことなのかもしれない。

高麗寺が営まれた地は狛氏の本貫地であり、ここは古くから朝廷との密接な関係が見られる。欽明紀三年(五七〇)四月条には、高麗使人のために相楽郡に館を設けたことが見える。同年七月条に「高麗の使者を相楽館に饗えたまう」の記事があり、これはさきに設けられた館のことをさすのであろう。相楽館に関しては敏達紀元年(五二七)五月条にも見え、『日本書紀』に記された状況から推すと、高麗の使人が大和へ入る前に一時滞留する場所となっていたようである。相楽館が具体的にどこに営まれたのかわからないが、相楽館は迎賓館的な性格を帯びるものなので狛氏の居宅に近いところに営まれたことが予想される。一般に豪族の寺がその居宅に近いところに営まれるのが常であることからすれば、相楽館は高麗寺にさほど遠くないところに営まれたものと考えられよう。

この寺の創建期に飛鳥寺創建時の瓦との同範品が使われていることから、飛鳥寺の造営者蘇我氏との関係が強かったことを考えさせる。蘇我氏は、七世紀前半代においては政権の中心に位置した大豪族であり、相楽館の設置に代表されるような、中央政権の施策上の指示が時にふれて狛氏にあつたのであろう。とくに高麗寺が営まれた地は西流する泉の川(木津川)が大きく曲がり北流するところにあたり、大和と山背との出入口となる重要な位置にある。後に泉の橋が架けられたこと、近江からの材木を揚陸する津(木津)であつたことなどから考えても、官にとつて常に掌握しておかねばならない

地であった。

葛野郡の北野廃寺については、この遺跡が昭和十一年に発見されて以来、百済系と高句麗系の古式の軒丸瓦(第2図1・5)が出土することから知られている。^{注5} それ以外にも古代の各種の瓦が大量に発見されるのであるが、遺構が明瞭でない。戦後においても寺域推定地内での開発工事のたびに事前調査の手が加えられているが、やはり堂塔の遺構検出の機会がまことに少ない。ただ、昭和四十年に行われた調査で瓦積基壇の一部が検出され、これが講堂に推定されている程度である。^{注6} しかし、大量に出土する瓦のありかたは、七世紀前半以降、奈良時代はおろか平安時代に至ってもこの地に寺が存在したことを示しているのである。最古の瓦は先述したように百済系と高句麗系の初源的なものが見られる。このような、飛鳥時代初期の瓦が見られるこの寺については、『日本書紀』推古天皇十一年十一月条に、皇太子所持の仏像をまつるために秦造河勝によって建てられたと記す「蜂岡寺」^{注7} がこれにあてられている。

北野廃寺創建期の瓦は、寺跡の北東約六キロの丘陵に築かれた幡枝瓦窯から供給されたことが明らかに^{注7} なっている。ところが昭和五七年、宇治市隼上り瓦窯の発掘調査が行われ、出土した軒丸瓦から蘇我氏が営んだ大和豊浦寺と、山背北野廃寺の創建時の軒丸瓦との同範品を焼成した瓦窯であることが明らかにされた。^{注8} 隼上り瓦窯から出土した五種(A~E)の軒丸瓦のうち四種(A・B・C・E)が豊浦寺出土のものと同範品で、北野廃寺出土瓦との同範品は一種(D)である。ただし、D種は、隼上り瓦窯出土品では外縁をもつ(第2図2)のに対して、北野廃寺出土品では外縁をもたない(第2図1)。そして、幡枝瓦窯出土のD種も外縁をもたない。また、瓦当裏面の調

整法も幡枝瓦窯と北野廃寺のD種はハケ調整であるのに対して、隼上り瓦窯D種ではこれが認められない。これらの技法上の面から、幡枝瓦窯が北野廃寺に製品を供給した瓦窯であることが明らかなのである。同範軒丸瓦での外縁の有無は、丸瓦がひとまわり異なることを意味し、供給先が異なることを示すものである。したがって、幡枝瓦窯と隼上り瓦窯との間では瓦当範の移動だけがあったと考えられているのである。

ここで注意すべきことは、大和所在寺院に供給する瓦窯が山背国宇治郡に築かれたことと、その瓦窯と愛宕郡内に築かれた瓦窯との間に瓦当範の移動があったことである。一般に古代の氏寺造営に際しては、造営者の本貫地を中心とした地域で資材の調達が行われる。郡を越えての供給も多くない。ましてや国を越えて瓦が供給されるという例は稀有である。豊浦寺にせよ、北野廃寺にせよ、初期の寺であるという特殊な事情があるとはいうものの、むしろ造瓦技術者に本貫地で生産させることが有利なはずである。事実、蘇我氏造営の飛鳥寺では当初の造営時に瓦窯を寺の東に近接した丘陵地に築いている。^{注9} 造営工事を進めている寺から遠隔の地に瓦窯を営む理由はさほど明らかではないが、隼上り瓦窯を媒介として蘇我氏と秦氏とが結びつくことも事実であり、そこに政治的な何らかの背景があったことがうかがえる。そして、七世紀前半代に寺院の造営が行われなかつた宇治郡の郡司階層の立場が微妙なものだったろうことも推察できるのである。もともと、葛野郡以外に紀伊郡や愛宕郡にも秦氏が勢力を張っていたとの見解が示されていること^{注10} からすれば、愛宕郡に秦氏の寺、北野廃寺の瓦窯が営まれたことも不思議なことではなく、むしろ隼上り瓦窯の存在は、ここにも秦氏の勢力が強く及

んでいた可能性を考えさせるものである。

葛野郡に営まれた飛鳥時代の寺、広隆寺も峰岡寺の名で伝えられており、北野廃寺の地に営まれた寺が後に今の地に遷ったとの考え方もある。この地に遷ったのがいつであるのか定かでないが、飛鳥時代前半の時期と思われる軒丸瓦がある(第2図3)。それは単弁八弁蓮華文を瓦当面に飾るものであるが、その時期のものとしては他と異なる特徴をそなえている。すなわち蓮弁は凹弁で、蓮弁内で弁端近くに珠点をおく。弁端そのものに珠点をおかず、蓮弁内に珠点をおくことがとくに特徴的である。弁間に珠点をおくものとの関連からか、これは高句麗系の範疇に含められている。明らかに飛鳥時代前半に属すと考えられる軒丸瓦はこれのみである。これ以後の軒丸瓦は平安時代のものであり、瓦からこの寺の七世紀代の様相をうかがうことは難しい。

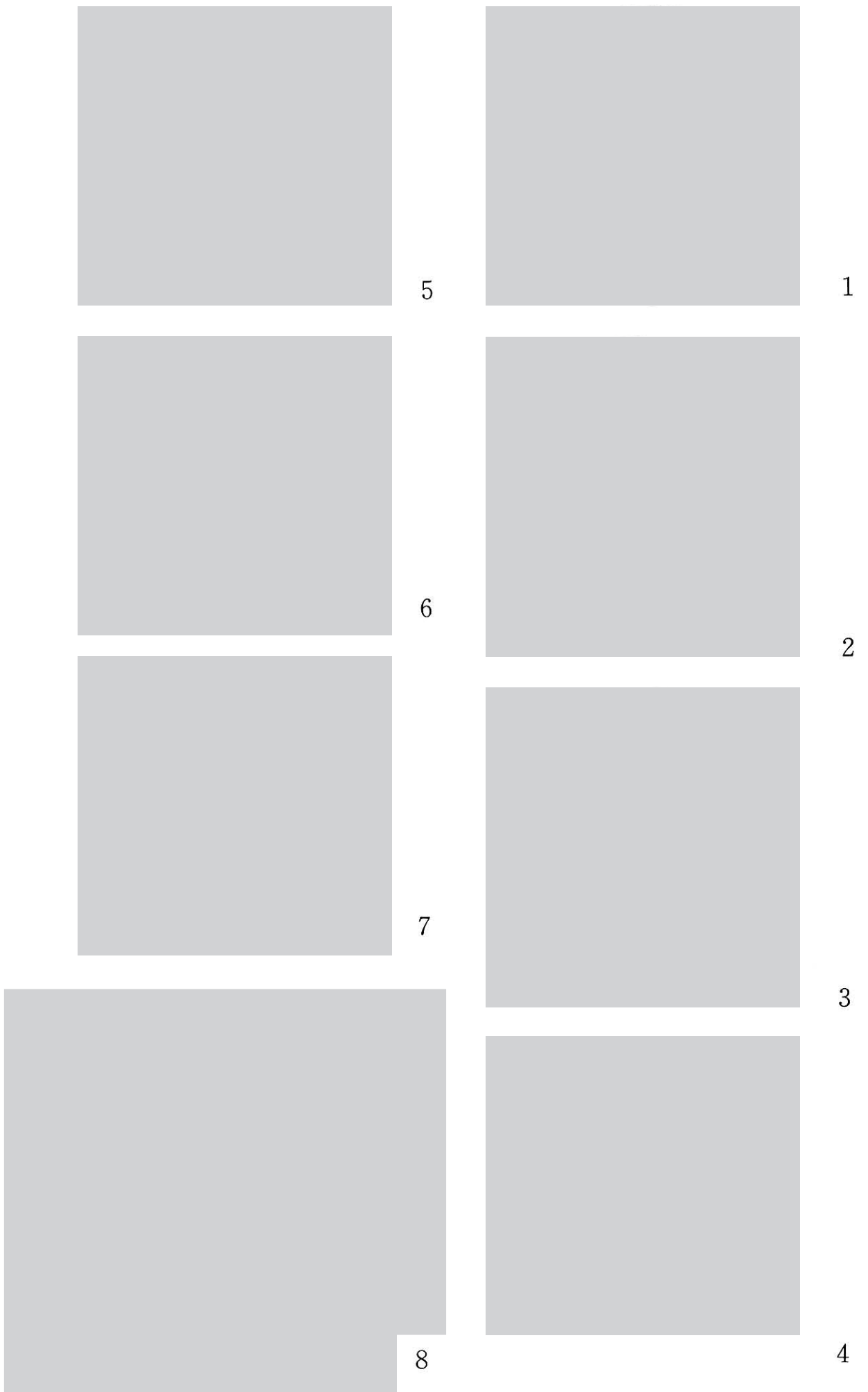
綴喜郡に営まれた普賢寺跡から、百済系の単弁八弁蓮華文軒丸瓦が出土している(第2図4)。整った文様構成を示すものであり、明らかに七世紀前半に属する軒丸瓦である。その後続くものに川原寺式複弁八弁蓮華文軒丸瓦や重弧文軒平瓦が見られるが、塔心礎とその周囲で瓦積基壇と思われる遺構が確認されているのみで、これ以外のことは明らかでない。この寺が営まれた地が丘陵地であることを考慮すると、堂塔が整然とした配置で営まれたようなものではなく、地形に応じて配置された寺であった可能性が考えられよう。普賢寺の単弁八弁蓮華文軒丸瓦とよく似た軒丸瓦が同郡三山木廃寺出土品として伝えられているが、あるいは同範であるのかもしれない。この寺についても、その遺構の状況は明確ではない。ここでは、七世紀前半に綴喜郡に寺院が営まれた可能性を述べるにとどめたい。

二 紀寺式軒丸瓦の分布

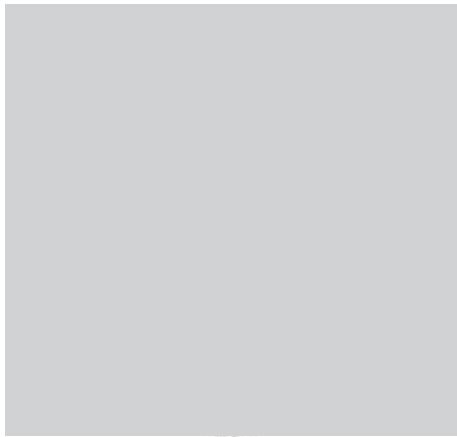
山背の白鳳時代寺院所用軒丸瓦の中で、特異な分布を示すものに雷文縁軒丸瓦がある。それらは宇治郡・紀伊郡・愛宕郡の三郡にのみ分布し、それぞれの郡内での寺跡は、宇治郡が法琳寺・醍醐廃寺・大宅廃寺、紀伊郡が板橋廃寺・おうせんどろ廃寺・がんせんどろ廃寺、愛宕郡が北白川廃寺・法観寺跡である。これらの寺跡のうち、遺構の状況が発掘調査によってある程度明らかにされているのは、宇治郡の大宅廃寺と愛宕郡の北白川廃寺の二ヶ寺である。

大宅廃寺は昭和三年に発掘調査が行われ、東西棟の礎石建物が南北に並ぶことが確認されている^{注12}。南の建物は乱石積み基壇上に桁行七間・梁間四間の堂が建つものである。北の建物は基壇の破壊が著しいためにその外装は不明であるが、桁行九間・梁間四間であることが確認されている。この北側建物の南約五メートルの位置に桁行方向がこれと同じ規模で、梁間一間(約四・一メートル)の細殿風の建物がある。また、南建物の南方に二棟の建物のそれぞれの基壇の一部を検出している。一棟は南建物から約三八メートル南にあり、これは基壇南辺の一部である。他の一棟はこれより南に約十六メートル隔っており、それは基壇北辺の一部である。いずれもさきの建物郡と南北一直線に配置されている。

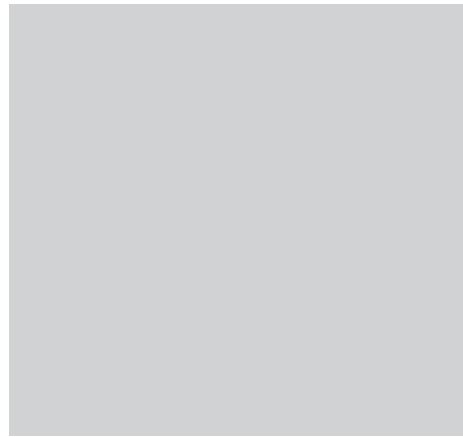
それらの遺構については、南から南門・中門・金堂・講堂に推定されている。ただ、金堂推定遺構については梁間方向の長さに対する桁行方向の長さの比が大きいことから、講堂の可能性なしとしな



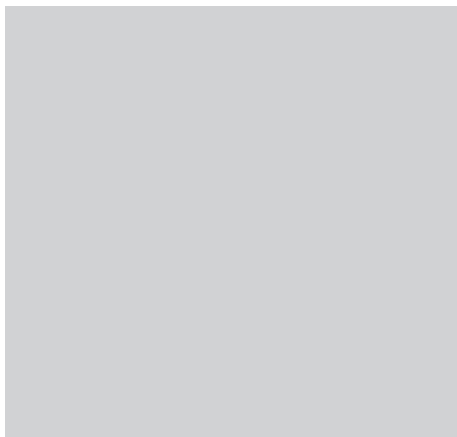
第2図 各地出土軒瓦 1北野廃寺 2隼上り瓦窯跡 3広隆寺 4普賢寺跡 5・6北野廃寺
7高麗寺跡 8川原寺



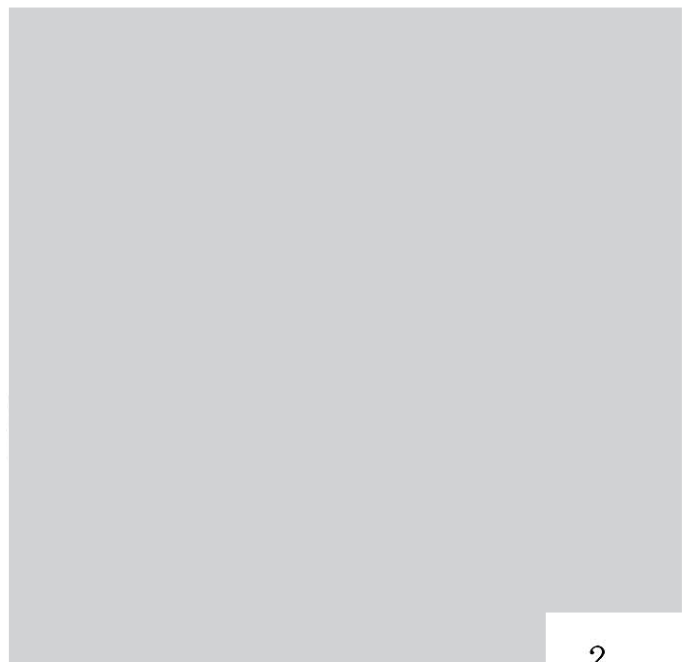
4



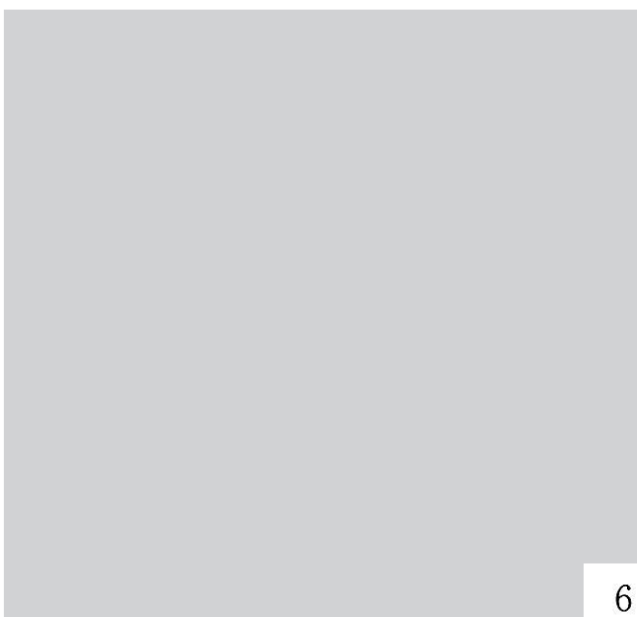
1



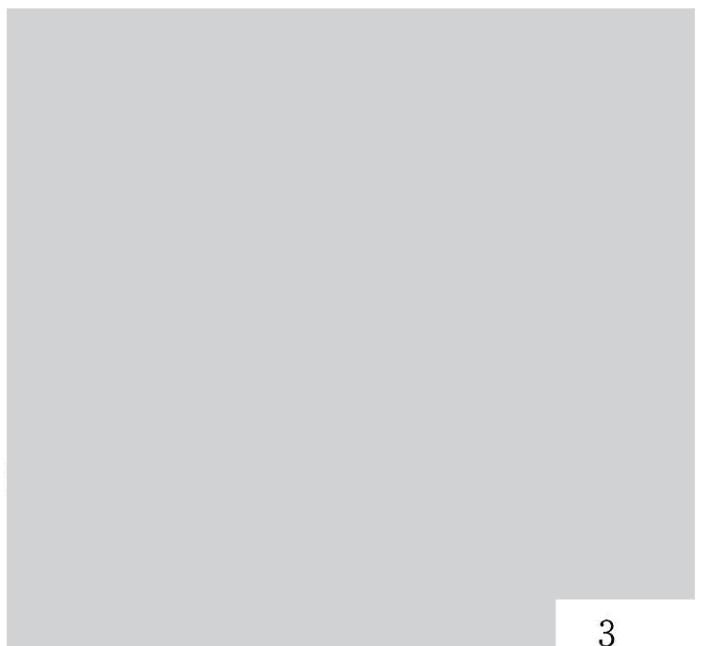
5



2



6



3

第3図 各地出土軒瓦 1 紀寺跡 2 藤原宮跡 3 大宅廃寺 4 葛上廃寺 5 がんせん堂廃寺
6 北白川廃寺

いと考えられている。そして講堂推定遺構については、妻の入側中央列に柱痕跡が認められず、これが南滋賀廃寺の食堂推定建物の柱配置とよく似ていること、さらに、この建物には細殿風の建物が付属していることから、食堂の可能性のあることも示されている。しかし金堂推定建物（南建物）と、この南で検出した基壇南端との距離がわずかに三八メートルであることはこの間に堂塔を置き得ないように感じられる。仮りに基壇の南端を確認した遺構を中門と想定した場合、梁間方向の基壇規模が少なくとも十メートルを越えることになるので、金堂と中門との間には二五メートル程度の余裕しかない。この距離では、回廊が金堂・講堂のいずれにとりつくかは別としても、回廊内に塔を置くことはまず不可能であろう。大宅廃寺の伽藍配置は、白鳳時代の寺としては回廊外に塔をおく、特殊な形だったものと思われる。

北白川廃寺は昭和九年に発見されたもので、南面北面それぞれの中央に石組み階段を設けた瓦積み基壇をもつ建物遺構が確認されている。^{注13} 基壇の規模は東西約三五・七メートル、南北約二二・七メートルで、古代寺院の堂舎としては大きい部類に属し講堂の可能性が考えられる。その後昭和四九年から同五十年にかけて行われた発掘調査では、この講堂推定遺構の西方約九十メートルの位置に塔跡を検出している。^{注14} 基壇は瓦積み外装をもつもので、東西十四・一メートル、南北十三・六メートルの規模である。そして、昭和五年の発掘調査では、さきの講堂推定遺構の西約十メートルの位置に礎石及び礎石抜き取り痕跡を残す基壇を検出し、柱位置が梁間一間で南北に連なる（七間以上）遺構であることが確認された。^{注15} これは明らかに西面回廊であり、北白川廃寺も回廊外に塔を置く伽藍配置で営ま

れたのである。

さて、雷文そのものは瓦当文様のみならず、古代における装飾の要素としてきわめて特殊な文様だったものか、さほど広く用いられた文様ではない。雷文を外縁にめぐらす軒丸瓦の標式となっているものは大和紀寺跡の軒丸瓦であり、それは「紀寺式」の名で呼ばれている（第3図1）。

雷文の本来的な形態は、方形をうず巻き状に表わした文様であり、雷光が文様化されたもの、あるいは一種の幾何学文様とも考えられている。いずれにせよ、雷文は一方に口が開いていることからそれ単独では文様となりにくいたために、二個一組みとしたり、横に連ねたりして装飾として使われる。軒丸瓦の外縁にめぐらされる雷文は何種かに細分できるが、基本的には一方に口が開いた方形を入れ子にした文様であり、本来の雷文とは異なっている。また、よく似た形で剣先形に表わされるものもあるため、剣頭文と呼ばれることもある。そのため、軒丸瓦の外縁にめぐらせる、こうした文様は雷文ではあり得ないとの見解も示されている。^{注16} すなわち、近江三井寺跡出土軒丸瓦の中に、外縁にあたかも蓮弁をめぐらせたかのような軒丸瓦があり、それが雷文と呼ぶ文様に変化した可能性が考えられているのである。この文様が蓮弁からの変化であるにせよ、白鳳時代の軒丸瓦の文様としてはきわめて特異なものなのである。小稿では、通説に従ってこの種の軒丸瓦を雷文縁軒丸瓦と呼ぶ。

ところで、山背国内において宇治・紀伊・愛宕の三郡に限って雷文縁軒丸瓦をもつ寺が営まれたのはどのような理由によるのであろうか。雷文縁軒丸瓦のもつ意味そのものに検討を加えねばなるまい。雷文縁軒丸瓦は、東は東北地方にまで、西は山陰地方にまで広い

範囲に見受けられる。それらの中で、最も初源的な文様構成をもつものは大和紀寺跡出土のものと考えられる。雷文そのものは特殊な文様構成であり、年代の決め手とするには難しい面があるが、紀寺跡出土雷文縁軒丸瓦は中房の蓮子が整い、内区の蓮弁の様相はきわめて均整がとれている。また、外縁は白鳳時代の代表的な軒丸瓦である川原寺創建時の軒丸瓦や、法隆寺西院伽藍創建時の軒丸瓦と同様、傾斜縁に作られ、そこに雷文がめぐらされる。一見して紀寺跡出土軒丸瓦より後出的な蓮弁を瓦当面に飾る河内葛上廃寺軒丸瓦(第3図4)では、外縁は直立縁で、外縁と弁区との間に平坦面を設け、そこに雷文をめぐらせる^{注17}。こうした例からすれば、傾斜縁に雷文をめぐらせるものは川原寺や法隆寺西院の創建期に近い頃に属するものといえよう。これと組合う軒平瓦は瓦当面に重弧文を飾るものがあり、施文の状況は川原寺のものよりむしろ先行するようにさえ見受けられる。顎は段顎である。以上のことから、雷文縁軒丸瓦が紀寺跡出土資料を標式とすることに誤まりはなからう。

山背国内出土雷文縁軒丸瓦は紀寺跡出土資料より遅れるものであるが、どの程度の時間差があるのか、それは決め難い。瓦当の形態や文様構成上、あるいは組合う軒平瓦などからそのことを検討してみると、大宅廃寺資料(第3図3)は外縁が傾斜縁に近く、そこに雷文がめぐらされる。その点は年代をさほど降らせる要素にはならないようにも思われる。しかし、これと組合う軒平瓦は変形偏行忍冬唐草文を瓦当面に飾るものである。変形偏行忍冬唐草文軒平瓦の中で、その製作年代が明らかなものは藤原宮造営時のもの(第3図2)であり、それは六九〇年代にあたる。北白川廃寺の瓦(第3図6)の様相も大宅廃寺とよく似ている。雷文縁軒丸瓦は中房の蓮子が中心

になく、中央部に三個、そしてその周囲に九個をおく。中房の中心に蓮子をおかず、中央部に三個の蓮子をおく形は大宅廃寺のものと同く同じである。そのような特徴の共通点から、同寺の雷文縁軒丸瓦の年代はほぼ同じ頃と考えられる。この見方を補うものは、組合う軒平瓦である。すなわち、北白川廃寺においても雷文縁軒丸瓦に組合う軒平瓦は、変形偏行忍冬唐草文軒平瓦なのである。他の寺々の雷文縁軒丸瓦については年代を決めるための明確な根拠はない。法琳寺の資料について、その蓮華文の様相が若干古風に受けとれる程度である。したがって、山背国内で雷文縁軒丸瓦が使われたのは七世紀末に近い持統朝のことと言えよう。

紀寺跡出土のものを標式とする雷文縁軒丸瓦が広い範囲に分布すること、すなわち、紀寺式軒丸瓦が広い範囲に分布することについては、慎重に検討せねばならない問題点が含まれているように考えられる。標式名をもつて全国的に分布する白鳳時代の軒瓦は山田寺式、川原寺式、法隆寺式、薬師寺式の四種である。これらの瓦の標式名となった寺々は官寺あるいは官に準ずる寺である。川原寺は官の寺として初めて営まれた寺であり、薬師寺は持統天皇が皇后だった時に病氣平癒を願って天武天皇によって発願された寺である。山田寺は蘇我倉山田石川麻呂によって営まれた氏寺であるが、発願者石川麻呂はじめ一族滅亡後、天智朝、天武朝と引き続いて朝廷の手によって造営が続けられた寺である。法隆寺西院伽藍は、斑鳩寺、すなわち創建法隆寺が天智九年(六七〇)に焼亡した後に再建された寺である。法隆寺そのものは、皇太子であったとはいえず上宮王家の氏寺として営まれたものである。皇位継承問題に端を発して山背大兄王の代に至って上宮王家が滅びたのが皇極二年(六四三)であり、

寺焼亡時にはすでに檀越は存在していない。にもかかわらず法隆寺は再興されている。この事業も当然のことながら官によって行われたものなのである。

畿内の軒丸瓦と同系統の文様をもつ軒瓦の各地域への分布は、標式となる瓦が官寺、あるいは官に準じる寺々での所用瓦であることがむしろ分布の要件となつていようと考えられるのである。上記四式の軒瓦のうち、川原寺式軒瓦(第2図8)の分布については壬申の乱との関係を重視して、また法隆寺式軒瓦の分布については法隆寺の荘倉・水田の管理に視点をあてたような^{注20}、それらの背後に政治的な理由が見られるとの見解がいくつか示されている。これらの見解の当否は別として、官という大きな権力との何らかの結びつきが、瓦当文様に表われている解釈であり、このことには誤まりないものと考えられる。山田寺式軒瓦、薬師寺式軒瓦が分布することについても、官とのつながりに留意しなければなるまい。

同系統文様をもつ軒瓦の現象をこのように見てくると、紀寺式軒瓦の分布は全く異常なあり方と言わねばならない。何故ならば、通説では紀寺跡は紀氏の寺と考えられているからである。紀寺跡は奈良県橿原市木之本町と高市郡明日香村小山にかけて所在する。この寺が紀寺跡と考えられるようになった根拠は、寺域内に「キテラ」の小字があることによつていふ。寺跡は昭和四八年から四次にわたつて発掘調査され、中門から発した回廊内に金堂があり回廊は講堂の両妻にとりつき、南門と大垣は藤原京八条大路に面していることが確認された。^{注21}塔は回廊外東方に位置すると考えられている。それは、かつてその遺構が存在したことが記録されていることによる。^{注22}すると、伽藍配置もこの時期のものとして、きわめて特殊な形とい

える。こうした伽藍配置をもち、雷文縁軒丸瓦を所用瓦としたこの寺が紀氏の寺としたならば、雷文縁軒丸瓦の分布をどのように理解したら良いのであろうか。

紀氏の勢力が、この時期に東北地方から山陰地方にまで、広い地域に影響を及ぼせるほど大きかったのであろうか。たしかに壬申の乱に際して將軍として活躍したと思われる紀朝臣大人、そして政権中枢部で活躍した紀朝臣麻呂のような者の名も正史に見えるのであるが、川原寺式や法隆寺式軒瓦の分布に見出されるような意義を認めることは困難である。

各地へ分布している雷文縁軒丸瓦のうち、とくに山背国でのあり方は注目すべき状況である。すなわち、宇治・紀伊・愛宕三郡にその分布が限られるということである。さらにこのありかたは、相前後する時期の川原寺式軒瓦が相楽郡と久世郡とに集中的に分布することと比較すると、その分布に大きな意味がこめられているように感じられる。その点をとくに重視すると、川原寺式軒丸瓦と対比されるかのように紀寺式軒丸瓦、すなわち雷文縁軒丸瓦が宇治・紀伊・愛宕三郡にのみ分布することは、雷文縁軒丸瓦もまた官とのつながりによつてそうした状況が生みだされたものと考えざるを得ない。

雷文縁軒丸瓦の初源が大和紀寺跡のものであることは先述のとおりであるが、ここで問題となるのは、初源的な雷文縁軒丸瓦をもつ紀寺跡が、果して紀氏の寺であるのだろうか、という点である。もし、紀氏の寺であるならば、氏寺での所用瓦の瓦当文様が、他の地域へ伝えられる必然性を見出さねばなるまい。白鳳時代に営まれた氏寺の瓦当文様は近隣地域での共通性は認められても、遠隔地域間との共通性は一般に認められないのである。また、雷文縁複弁蓮華

文が紀氏の寺の瓦当文様であるとしたならば、同系統の瓦当文様が紀伊国に若干ながらも見られるはずである。しかるに、当国では全く雷文縁軒丸瓦は認められない。このような点を重視すると、紀寺跡は紀氏の寺ではなく、官によって営まれた寺、あるいはそれに準ずる地位にある寺であるとの結論が導き出される。

さて、山背国内の雷文縁軒丸瓦をもつ寺々は、山背三郡でも鴨川の東、宇治川の北に位置し、宇治郡・紀伊郡に営まれた寺々は後に奈良道と呼ばれた、大和から近江に至る交通路沿いに位置し、愛宕郡に営まれた法観寺・北白川廃寺の二ヶ寺は、これも後に敦賀街道と呼ばれた、畿内から北陸地方へ抜ける交通路の入口とも言える位置に営まれているのである。これら三郡では、飛鳥時代、七世紀前半の寺跡が発見されていない。おそらくこの頃には営まれなかつたのであろう。七世紀後半になって突如として多くの寺が営まれ、しかも、宇治郡五ヶ寺のうち三ヶ寺で、紀伊郡四ヶ寺のうち三ヶ寺で、愛宕郡三ヶ寺のうち二ヶ寺で雷文縁軒丸瓦が用いられたこと、これは特殊な状況と言わざるを得ない。

このありかたは、七世紀後半代、おそらく持統朝に、この地域での造寺活動に官が介入したであろうことを表わすものと考えられるのである。官の介入の状況は、造寺行為そのものを勧め、全面的にこれを援けたものなのか、造寺活動のある部分を援け、それが瓦当文様にあらわれたものなのか、それは定かでないが、何らかの形で官の介入があったことを明らかに示している。

四 川原寺式軒瓦の分布

前節でふれたように、川原寺式軒瓦の分布については、当時の政治を反映したものであるとの見解が示されている。そしてそれは、壬申の乱にからめての考えであり、きわめて魅力的な見解としてとらえられている。私も瓦当文様が単に文様として存在するものではなく、寺院造営時の政治的状況を表わしやすいものとの見解をもっている。川原寺式軒瓦に対して、戦時の協力者に対する戦乱終結後における援助の表われとみるその見解には賛意を表したものであるが、一方、雷文縁軒丸瓦の分布に注目すると、また別個の理解の仕方もありそうなので、その可能性を若干述べておきたい。

川原寺式軒丸瓦(第2図8)の文様構成は、明らかに大和川原寺創建時の軒丸瓦を初源とする。すなわち、天智朝末期六六〇年代後半に位置する。その分布は、雷文縁軒丸瓦よりさらに広い範囲にわたっている。山背国内では、相楽郡と久世郡に集中し、相楽郡に営まれたすべての寺々、高麗寺・蟹満寺・下狛廃寺・里廃寺に、久世郡でも郡内のすべての寺々、久世廃寺・平川廃寺・広野廃寺に見られる。この他の郡では宇治郡・紀伊郡の各一ヶ寺に見られるにすぎない。

相楽郡と久世郡の両郡に見られる川原寺式軒丸瓦の瓦当文様を比べると、相楽郡の寺々に見られるものの方が川原寺の文様構成に近い。とくに高麗寺所用の川原寺式軒丸瓦の中には、川原寺所用のものと同範関係にあるものさえ含まれている。第二節で述べたように、山背国内に営まれた草創期の寺のうち高麗寺は北野廃寺と並んで七

世紀ごく初期に造営工事が始められたものと考えられるのである。そうした寺が営まれた地域がさらに重要視された状況を読みとることができよう。久世郡の川原寺式軒丸瓦はその文様構成から見ても、相楽郡よりわずかに遅れた時期のものであり、このことから、相楽郡に次いで官との関わりで寺々が営まれたことが読みとれるのである。

相楽郡の北西に隣接し、久世郡の西にある綴喜郡では川原寺式軒瓦も、紀寺式軒瓦も見受けられない。これは、大和から北方へのルートが陸路をとる場合、相楽・久世両郡を縦貫する、後に奈良街道と呼ばれる道が幹線道路として重視されたことによるのだろう。水路では木津川（泉の川）を利用するにしても、その西側、すなわち綴喜郡内の陸路は、当時官として重視されていなかったことを示すのであろう。このルートが官によって掌握されるのは和銅四年（七一）正月、綴喜郡に山本駅が置かれたことで明らかのように、平城遷都後のことであつた。

五 寺院造営と政治権力

山背古代における寺院造営の背景に対する若干の考えを述べてきた。およそ寺院の造営工事というものは、現代社会におきかえてみても、それは一大事業である。ましてや、古代においては莫大な財力と長い時間とを費やす事業であつた。そして、その技術を求める手段が最大の課題であつた。畿内畿外を問わず、寺院を営むためには多くの方面にわたる技術者を必要とする。それらは堂塔の設計からはじまり、木工・石工・金工・漆工・皮革工など各方面にわたる。

それらの中には、在地で調達できる技術もあつたろう。しかし、何と言つても仏教の教義に基いた未知の分野に属する技術が多くを占める。そうした技術者の確保はどのようにして行われたのであろうか。容易には求めにくい面が多かつたであろう。飛鳥時代初期の寺院のほとんどが畿内、それも大和に集中しているのは、そうした面のあつたこともあらわしていよう。白鳳時代に至つて各国で爆発的に寺院が増大するとはいつても、その初期には各国の有力郡司階層が営んでいること^{注23}を見ても技術者確保の困難さがあらわれている。その際に確保できた技術者の多くは、中央から派遣されてきた者たちであつたろう。畿内を遠く離れた国で、畿内的な瓦当文様をもつ軒瓦が見られるのは、そうした面を如実にあらわしたものといえよう。白鳳時代、各国で次第に寺造りが盛んになつていくのは、その過程で技術者の新たな養成が行われているのであろう。そうした点に中央における政権保持者と、地方豪族層とのつながりを感じとることができるのである。

そのような面は、山背においても相通ずるところである。相楽郡に営まれた高麗寺には、絶大な権力を保持していた蘇我氏との関係が明らかに認められる。また、牟上り瓦窯の製品が蘇我氏の寺、豊浦寺に供給されたものであつたにせよ、豊浦寺と北野廃寺とは、瓦窯を間においてつながりのあつたことを示している。そのことは、とりもなおさず蘇我氏と秦氏との間に密接な関係のあつたことを示すものである。そしてそこには、おそらく蘇我氏側からであろうが、造営技術者の提供のあつたことが考えられよう。さらに言及するならば、上宮王家との関連も無視できない面がある。北野廃寺出土瓦に斑鳩との関係を直接示すものは見られないが、斑鳩寺跡、すなわ

ち若草伽藍跡出土の創建時の軒丸瓦は、飛鳥寺出土軒丸瓦との同範品である。^{注24}同範品でありながら、若草伽藍の軒丸瓦は中房の蓮子の数が飛鳥寺出土のものより二個多い。これは瓦当範に手が加えられたことを示し、若草伽藍の軒丸瓦製作が、飛鳥寺のそれより遅れたことを示すものである。若草伽藍の瓦窯が明らかでないので、製品が飛鳥から斑鳩へ運ばれたのか、瓦当範の移動があったのか明言できないが、いずれにせよ上宮王家と蘇我氏との間に技術提供という関係のあったことが確実である。

七世紀半ばにおける、山背大兄王と蘇我入鹿との関係から、上宮王家と蘇我氏とはもとから敵対する関係にあったように見られ、それに対し上宮王家と秦氏が親密な関係にあったように見られがちである。しかし、七世紀初頭の段階ではそのような状況はまだ生み出されてはいなかった。したがって、飛鳥寺と若草伽藍、飛鳥寺と高麗寺、豊浦寺と北野廃寺それぞれの間で見受けられる同範軒丸瓦の存在は、上宮王家と秦氏との関係のみならず、上宮王家と蘇我氏、蘇我氏と狛氏、蘇我氏と秦氏それぞれの上に深い関わりがあったことが知られ、山背の初期寺院の造営が中央の政治権力と全く無関係でなかったことが理解されるのである。

次の段階については第二節でふれなかったが、出土瓦からみるかぎり久世郡の久世廃寺が営まれたものと考えられる。久世廃寺の軒丸瓦は蓮弁の先端が角ばり、弁端に珠点をおくものであり、大和中央宮寺や、同奥山久米寺のものによく似た文様である。このあたりに、相楽郡の北に位置する久世郡の有力豪族、栗隈氏に対する働きかけを読みとることができるのである。八世紀に至っても、この地に営まれた寺々から出土する軒瓦は平城宮や恭仁宮との同範品や同系統

のものが圧倒的な割合で占められており、早い頃にすでに中央政権との密接な関係にあった様子がうかがえるのである。

さらに次の段階、七世紀半ば頃の山田寺式軒瓦の分布についても検討を加えるべきであろうが、小稿ではあえてふれなかった。山田寺式軒瓦については、『上宮聖徳法王帝説』裏書によって、山田寺が蘇我倉山田石川麻呂によって舒明十三年（六四一）に発願されたことが明らかたために、七世紀中葉を代表する瓦として、各地域で営まれた古代寺院造営の年代を決める手がかりとされてきた。ところが、山田寺跡の発掘調査が進むにつれて、約四十年間に及ぶ造営期間に一貫して同一系統の文様構成をもつ軒丸瓦が用いられたことが明らかとなった。^{注25}すなわち、舒明朝から天武朝に至るまで、一貫して圏線縁単弁蓮華文がその文様構成として用いられたのである。それらは、文様の微細な相異から六種に分類されている。したがって、東国であれ、西国であれ、山田寺式軒丸瓦が使用されているからといって、必ずしもそれだけからは七世紀半ばに近い頃にその寺が営まれたとは言いがたくなる。山背国内に見受けられる山田寺式軒丸瓦を概観すると、明らかに後出的要素をもつもの、たとえば北野廃寺出土品（第2図6）のように、外縁上面の圏線と共に珠文と楕円珠文とを交互に配置したものがあつた。かと思えば平川廃寺出土品のように、山田寺出土軒丸瓦と比して遜色ないようなものも見られる。ともあれ山田寺式軒丸瓦は、山背国内では四郡六ヶ寺に見られるのみということもあつて、その意義づけには困難な面があつたのである。

それに対して、川原寺式軒丸瓦と紀寺式軒丸瓦の分布は、七世紀後半における山背国内での寺院造営の状況を的確に示してくれるも

のである。

大和から山背国内に入り、木津川の東岸を真直ぐに北上すると相楽郡・久世郡・宇治郡・紀伊郡・愛宕郡の順に通過することになる。これら五郡のうち南の二郡に川原寺式軒瓦が集中して見られ、北の三郡に限って紀寺式軒丸瓦が見られることは、偶然の一致とか、造営者の好みといったようなことでは理解できない。川原寺式軒丸瓦と紀寺式軒丸瓦とは、川原寺式軒丸瓦が年代的に先行するのであり、その先行する文様構成の系統をひくものが相楽・久世の両郡に見られることは、まずこの地域の寺々の造営時に官の関与があったことを示している。そして、若干の時間を経た後に宇治・紀伊・愛宕郡での造寺活動に官の関与があったことを示すのである。

ここで肝心なことは、紀寺式の名で小稿でも呼んではいるが、雷文縁軒丸瓦の初源である軒丸瓦のもつ紀寺跡が紀氏の寺ではない可能性がきわめて強いことである。その理由については第三節で述べたとおりであるが、それでは紀寺跡と呼ばれているこの寺が官のどのような寺であったのかという点については明言し難い面が多い。軒丸瓦の年代が六七〇年代であることからすればそれは天武朝にあたる。その頃に明日香の地で新たに営まれた官寺ということになれば、かなり限定されることになる。しかし、回廊外に塔がおかれるその伽藍配置からみると、果してこの寺を六七〇年代に置くことができるのだろうか、という疑問点も一方にある。とはいうものの、伽藍配置については、飛鳥寺で一塔三金堂の伽藍配置が知られて以来、全く新たな形の伽藍配置を示す寺々のあることが明らかにされてきた。そうしたことからすれば、六七〇年代のある時期に、塔が回廊外で独立する伽藍が計画された可能性を認めることができるの

かもしれない。

伽藍配置について注目すべきことは、山背大宅廃寺と北白川廃寺の塔が回廊外におかれることである。大宅廃寺では回廊内に塔を置く余地はなく、回廊外に置いたと考えざるを得ないし、北白川廃寺は回廊外西方に塔跡が確認されている。ここに紀寺跡との、瓦当文様の共通性だけでなく伽藍配置上の共通性も見出されるのである。小稿は、山背の古代寺院について考察を加えることを目的としているので、紀寺の性格について詳述つもりはない。ここでは、雷文縁軒丸瓦分布の意義をとりあげるうえで必要な点を述べた。

このように、山背における七世紀代の寺院造営には、その背景に中央政府との政治的なつながりが存在することが明らかにされた。八世紀に至るとさらにこの傾向に拍車がかけられるようである。山背国内にこの時期に新たに営まれた寺院はもとより、前代までに営まれた寺々にも平城宮や恭仁宮との同範品や、同系統の瓦当文様、それも微細な違いしか認められないような同系統の瓦当文様をもつ軒瓦が数多く見られるようになる。その典型的な一例として、相楽郡井出廃寺の場合を紹介しておこう。^{注26}井出廃寺は橘諸兄の別業の地にあり、七世紀代の創立は確かなのであるが、ここで大量に見られる軒瓦は八世紀後半のものである。この時期に、少なくとも屋根瓦差し替えなどの改修工事が行われたことを示している。そして、この時に用いられた瓦が平城宮との同範品なのである。橘諸兄は臣籍に降る以前は葛城王なので、その頃に官の資材を使用できる立場にあったとしても、平城宮系の軒瓦が多用されるのは橘姓を賜った後の天平末年以降のことである。すると、ここに政権を掌握していた橘諸兄と朝廷との密接な関係を読みとることができる。山背国内に

見られる平城宮系の軒瓦の分布が、すべて橘諸兄の場合と同等の意味をもつわけではないが、八世紀代における官と氏寺とのつながりの一面を示すものではある。

しかし、全般的に見た場合、交通の要衝に平城宮系の軒瓦が分布していることは冒頭にふれたとおりである。

六 まとめ

山背国内に営まれた七世紀代の寺院跡出土軒瓦を中心にして、その造営の意義を検討してきた。初期の寺院、高麗寺や北野廃寺の造営に際しては、蘇我氏との関係が無視できないことが明らかとなった。寺院造営が、前代の古墳に代わる権威の象徴であったという一面もあるが、当時の先進外来文化導入にあたっては、仏教受容が必須条件であった。山背国内で進歩的な意識をもっていた伯氏と秦氏は、いずれも渡来系氏族であり、彼等は仏教受容の意志を積極的にもっていたであろう。高麗寺・北野廃寺での軒瓦のあり方は、仏教受容、そして寺院造営にあたって、古くから仏教に深い関心を抱き、寺院造営事業を進めてきた蘇我氏からの援助があったことを示すものである。蘇我氏と両氏との関わりの表われは、南山背・北山背という山背の両端部に勢力を張っている豪族との強力なつながりを示すものといえよう。

七世紀後半に至り、仏教統制政策が進められていく中で営まれた山背国内の寺院の軒瓦は、川原寺式・紀寺式両者が幹線交通路を擁する五郡のうち、南二郡、北三郡とに截然と分けられる。この状況は明らかに権力側からの働きかけがあつたことを示すものである。

「紀寺跡」が某官寺、あるいはこれと同等の性格をもった寺であることが明らかにしたので、この見解をさらに補強するものとなる。八世紀段階には、氏寺造営に際しての官とのつながりが、平城宮式軒瓦の分布状況から、より強力になったことがわかる。以上のように、瓦当文様や遺構の状況から、七・八世紀を通じて寺院の造営に際して、各氏族と政権中枢部とがきわめて密接な関係にあつた場合の多かつたことが明らかになった。

〈注〉

- 1 京都府教育委員会『京都府遺跡地図』（一九七二年）、奈良国立文化財研究所「飛鳥白鳳寺院関係文献目録」（『埋蔵文化財ニュース』四〇—一九八三年）、京都府立山城郷土資料館『山城の古瓦』（同館第一回特別展図録 一九八三年）等に基づいた寺院跡を集計した。なお、その後に見えられた寺院跡はこれに含んでいない。
- 2 森郁夫「畿内における平城宮系軒瓦の一面」（『国学院雑誌』七八—九 一九七七年）
- 3 田中重久「高麗寺創立の研究」（『考古学』九一六—一九三八年） 梅原末治「高麗寺址の調査」（京都府『京都府史蹟名勝天然記念物調査報告』十九 一九三九年） 石田茂作「高麗寺址」（『総説飛鳥時代寺院址の研究』一九四四年）
- 4 奈良国立博物館「飛鳥白鳳の古瓦」（一九七〇年）
- 5 藤沢一夫「山城北野廃寺」（『考古学』九一二—一九三八年） 石田茂作「白梅廃寺址」（『総説飛鳥時代寺院址の研究』一九四四年）
- 6 京都市埋蔵文化財研究所「北野廃寺発掘調査報告書」（『同研究所調査報告』七 一九八三）による。
- 7 横山浩一他「京都市幡枝の飛鳥時代瓦陶兼業窯跡」（『日本考古学協会昭和三十八年度大会研究発表要旨』一九六三年）
- 8 宇治市教育委員会「隼上り瓦窯跡発掘調査概報」（『宇治市埋蔵文化財発掘調査概報』三 一九八三年）
- 9 奈良国立文化財研究所「飛鳥寺発掘調査報告」（『同研究所学報』五一—九五八年） 網干善教「高市郡飛鳥村飛鳥瓦窯跡」（『奈良県史蹟名勝天

- 然記念物調査抄報』五 一九五五年)
- 10 平野邦雄「秦氏の研究(一)―その文明的特徴をめぐって―」(『史学雑誌』七〇―三 一九六一年)
- 11 佐藤虎雄「普賢寺の遺蹟」(京都府『京都府史蹟名勝天然記念物調査報告』十一 一九三〇年)
- 12 坪井清足「大宅廃寺の発掘」(『仏教芸術』三七 一九五八年)
- 13 梅原末治「北白川廃寺址」(京都府『京都府史蹟名勝天然記念物調査報告』十九 一九三九年)
- 14 北白川廃寺発掘調査団「北白川廃寺塔跡発掘調査報告」(京都市 一九七六年)
- 15 京都市埋蔵文化財センター「北白川廃寺跡発掘調査概報」一九八一年
- 16 藤沢一夫「摂河泉古瓦の研究―編年の様式分類の一試企―」(『考古学評論』三「仏教考古学論叢」一九四一年)
- 17 前掲註(4)に同じ。
- 18 奈良国立文化財研究所「飛鳥・藤原宮発掘調査報告」I (『同研究所学報』二七 一九七一年)
- 19 八賀晋「地方寺院の成立と歴史的背景」(『考古学研究』七七 一九七三年) 高橋美久二「山城国葛野・乙訓両郡の古瓦の様相」(『史想』十五 一九七〇年)
- 20 石田茂作「法隆寺式忍冬唐草文字瓦の分布」(『伽藍論攷』一九四八年)
- 21 鬼頭清明「法隆寺の庄倉と軒瓦の分布」(『古代研究』十一 一九七七年)
- 21 泉森皎他「明日香村紀寺跡発掘調査概報」(奈良県教育委員会『奈良県遺跡調査概報一九七七年度』一九七八年)
- 22 津川長道「卯花日記」(『檀原考古学研究所』飛鳥京跡関係史料集「二 一九八〇年」)
- 23 稲垣晋也「古瓦よりみたる飛鳥・白鳳期の寺院」(『古代の日本』九 一九七一年)
- 24 法隆寺「法隆寺防災施設工事・発掘調査報告書」(一九八五年)
- 25 松村恵司「山田寺金堂・北回廊の調査」(『奈良国立文化財研究所年報』一九七九年) 黒崎直他「山田寺第三次(講堂・北面回廊)調査」(『奈良国立文化財研究所年報』一九八〇年)

- 26 梅原末治「井出寺址」(京都府『京都府史蹟名勝天然記念物調査報告』四 一九二三年)

小稿掲載の写真は、京都国立博物館保管のもの他、奈良国立博物館・奈良国立文化財研究所・京都府宇治市教育委員会から提供を受けた。金井杜男・杉本宏・佃幹雄・前島己基・三原昇の五氏に謝意を表したい。